別表第1 (第3条関係)

補助事業名	木造住宅耐震診断事業 木造住宅耐震改修設計費補助事業		木造住宅耐震改修費補助事業				
補助事業者	市町村						
	け、市町村が行った耐震診断士によ						
	限度額						
補助対象経費	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	
	30,000円/棟	60,000円/棟	200,000円/棟	400,000円/棟	600,000円/棟	300,000円/戸 かつ 1,200,000円/棟	
			ただし、耐震改修設計に要した費用 の3分の2以内とする。		耐震補強に明らかに寄与しない工事 で費用を分離すべきものは、当該工 事を分離して算定し補助対象経費か ら除外する。		
	次に掲げる事項の全てに該当するもの						
	①診断する住宅が、第2条2号に規 定する既存木造住宅に該当するもの				①住宅の所有者が選任した耐震診断 士が耐震改修工事の現場確認等を実 施するもの		
	②診断を財団法人日本建築防災協会発行の「一般診断法による木造住宅の耐震診断プログラム」を利用して行うもの又は財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフト(以下「認定ソフト」という。)の一般診断法による木造住宅の診断プログラムを利用して行うもの		②耐震診断士が木造住宅耐震診断事業の結果の値(以下「評点」という。)が1.0未満の		0未満と診断され	R満と診断された住宅に係るも	
補助要件			③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が 1.0以上となるもの又は県が別に認めたもの		ア 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断 し、改修後の評点が1.0以上とな るもの		
			④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。		イ 1階改修型 認定ソフトの精密診断法により診断 し、改修後の1階部分の上部構造評 点が1.0以上となるもの ウ 特殊型 ア又はイと同等以上の耐震性がある と県が認めたもの		
			対象となる既存木造住宅に、明らかた 震改修工事に伴い、法令違反を是正す。		な法令違反がないこと。ただし、耐		
補助率	4分の1以内						
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。						

⁽注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは、補強コンクリートブロック塀においては別添点検表 1、組積造の塀においては別添点検表 2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたものをいう。

別表第2(第3条関係)

補助事業名	非木造住宅耐震診断事業		非木造住宅耐震改修設計費補助事業		非木造住宅耐震改修費補助事業		
補助事業者	市町村						
	既存非木造住宅の所有者が建築士事 務所に依頼して行った耐震診断に要 した経費に対し、市町村が交付した 補助金		務所に依頼して行った耐震改修設計		に依頼して行った耐震改修工事及		
	限度額						
補助対象経費	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	
	30,000円/棟	60,000円/棟	200,000円/棟	400,000円/棟	600,000円/棟	300,000円/戸	
						かつ	
						1,200,000円/柞	
			ただし、耐震改修設計に要した費用 の3分の2以内とする。		耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該コ事を分離して算定し補助対象経費がら除外する。		
	次に掲げる事項の全てに該当するもの						
補助要件		、第2条3号に規 住宅に該当するも			①構造設計―級建築士等が耐震改修 工事の現場確認等を実施するもの		
	②構造設計一級建築士等 (注1)により実施されたもの		②非木造住宅耐震診断事業の結果、 係るもの		「安全でない」と判断された住宅に		
	③構造耐力上独立した1棟を単位として、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、		③耐震改修計画について構造設計— 級建築士等により「安全性」が確認 されたもの		③耐震改修工事について構造設計- 級建築士等により「安全性」が確認 されたもの		
	「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」の第2次診断法若しくは第3次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋		④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。				
	コンクリート造建築物の耐震診断指		対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし 耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。			こと。ただし、	
補助率	4分の1以内						
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。						

⁽注1) 構造設計一級建築士等:①構造設計一級建築士 ②耐震改修支援センター(財団法人日本建築防災センター)の「耐震 診断、耐震改修を実施する建築士事務所」一覧に掲載されている建築士事務所に所属する建築士

⁽注2) 「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは、補強コンクリートブロック塀においては別添点検表 1、組積造の塀においては別添点検表 2 に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたものをいう。

補強コンクリートブロック塀の点検表 (鉄筋が入っていない場合は、組積造の塀の点検表を使用してください。)

	上松石口	上松山安	点検結果			
点検項目		点検内容	適合	不適合		
1	高さ	2.2m以下	はい	いいえ		
2		高さ2mを超える塀で15cm未満	いいえ	はい		
2	壁の厚さ	高さ2m以下で10cm未満	いいえ	はい		
0	O NIL Artis	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦 に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ		
3	步大用力	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っている	はい	いいえ		
4	控壁 (高さが 1.2mを超 える塀の 場合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの 1/5以上突出してある	はい	いいえ		
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンク リート造の基礎がある	はい	いいえ		
6	傾き、ひ び割れ	全体的に傾いている。又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい		
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい		
8	その他	塀が土留め壁を兼ねている。又は玉石積み擁壁等の 上にある	いいえ	はい		
評価		8項目のうち、1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です				
位置		緊急輸送道路又は避難路に面している	いいえ	はい		

組積造の塀の点検表

	上松百日	上松山宏	点検結果	
	点検項目	点検内容		不適合
1	高さ	1.2mを超えている	いいえ	はい
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10以上ある	はい	いいえ
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの 1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法 の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4	基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ
5	傾き、ひ び割れ	全体的に傾いている。又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7	その他	塀が土留め壁を兼ねている。又は玉石積み擁壁等の 上にある	いいえ	はい
評価 7項目のうち、1つでも不適合があれば組積造の塀の安全対策が必 す			が必要で	
位置		緊急輸送道路又は避難路に面している	いいえ	はい